

緊急受け入れ型シェルターの入口から出口までの 地域連携体制整備 報告書



目次

1.	事業概要	2
----	------	---

2. 実施内容

(1)	緊急受入れ可能なシェルターの設置	3
-----	------------------	---

(2)	緊急支援体制構築に向けた取り組み	9
-----	------------------	---

(3)	居住支援地域ネットワークづくり研修会	14
-----	--------------------	----

3.	提言	20
----	----	----

参考資料① 緊急受入れ型シェルター支援者用アプリ

参考資料② 緊急一時避難用シェルター利用規約

※利用申込書もセット

1.事業概要

(1) 事業実施の背景

①令和 4 年度の札幌市では生活保護のホームレス申請が 980 件と平成 25 年からの過去 10 年間で最高となった。(平成 25 年度は 530 件) また、札幌市ホームレス相談支援センターでは 777 件の新規相談があり、平成 27 年度の生活困窮者自立支援制度開始以来、過去 3 番目の数値となった。食料品・生活雑貨・光熱水費が高騰、家賃滞納により強制退去者の増加やコロナ禍での DV の増加や家族関係の悪化など様々な要因があると考えられるが、生活困窮者への物価高騰の影響は非常に大きい。

②札幌市居住支援協議会では生活困窮者の住まいの相談窓口「みな住まいる札幌」を設置。令和 4 年度は 1363 世帯から相談を受けたが、入居につながったのは 215 世帯と生活困窮者の住宅確保は札幌市でも非常に厳しい状況にある。

③緊急的な受け入れ要請は行政、警察、支援機関や医療機関等から相談が多いが、入所施設等でのトラブルによる強制退去や強制退院なども多くある。事前に情報提供がほとんどされないことや不都合な情報を隠した上での受け入れ要請、本人意思確認がされていないなど、受け入れ後トラブルに発生する事例や情報共有が上手くいかないことも多くある。

(2) 実施概要

住まいを失ったもしくは DV や虐待・家族関係などで苦しむ方を緊急的に受け入れ可能なシェルターを設置し支援事例を積み重ねながら、シェルターの入口から出口までの地域連携体制の整備することを目的に、①～③を実施。

①緊急的な受け入れが必要な方々背景や属性、シェルターでの支援内容、受け入れ時間を明らかにする。

②緊急受け入れ時及びその後支援情報を関係機関で共有するためのシステムを開発。

③地域内での住まいの確保を含めた居住支援連携体制の整備を行う。

(3) 事業実施期間

2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日

(4) 事業実施体制

事業責任者 1 名

事業主任 1 名

生活支援員 3 名

2. 実施内容

(1) 緊急受入れ可能なシェルターの設置

①事業目的

ア 属性を問わず緊急的な受け入れ可能なシェルターを設置。実践事例を通じて受け入れの時間帯や曜日、年齢・性別、属性、利用した背景、関わった支援機関、必要な支援内容などを明らかにする。

イ デジタル化したアセスメントシートや支援記録を関係機関と共有しながら、不具合等を調整しながら完成を目指す。

②事業内容

属性を問わず、365日24時間緊急的な受け入れ可能シェルターを設置。シェルター利用者に対して、開発した帳票を活用し他機関と情報共有しながら生活支援や就労支援、専門機関や行政機関等への同行支援、住まい確保までの支援を行った。

ア シェルターでの具体的な支援内容

- ・個室の提供（家具家電・トイレ・お風呂完備）
- ・食材及び生活消耗品、生活雑貨、衣類等の提供
- ・見守り・生活上の困りごと相談への対応

イ 他機関との連携

- ・専門機関や行政機関への同行支援

ウ 福祉制度を含めた各種制度活用とその調整

エ 住まいの確保に向けた支援

オ 退去後の見守り支援など

③定員

2名（2部屋）

※シェルター数が不足し、途中1部屋増室したほか、アパートでの対応が難しくホテルを活用した事例もあった。

④利用人数

31名（2024年4月1日～2025年2月28日） ※延べ861泊

※シェルター滞在が長期化した方については、当法人で運営する支援付き住宅の空室へ移動し、シェルター支援を継続。

⑤シェルター利用期間

1日～最大3カ月

⑥利用料

基本は無料としたが、本人に自立を促す観点から、月12万円以上の就労収入や年金等収入がある方については、利用料（1日1,000円）を徴収するとした。

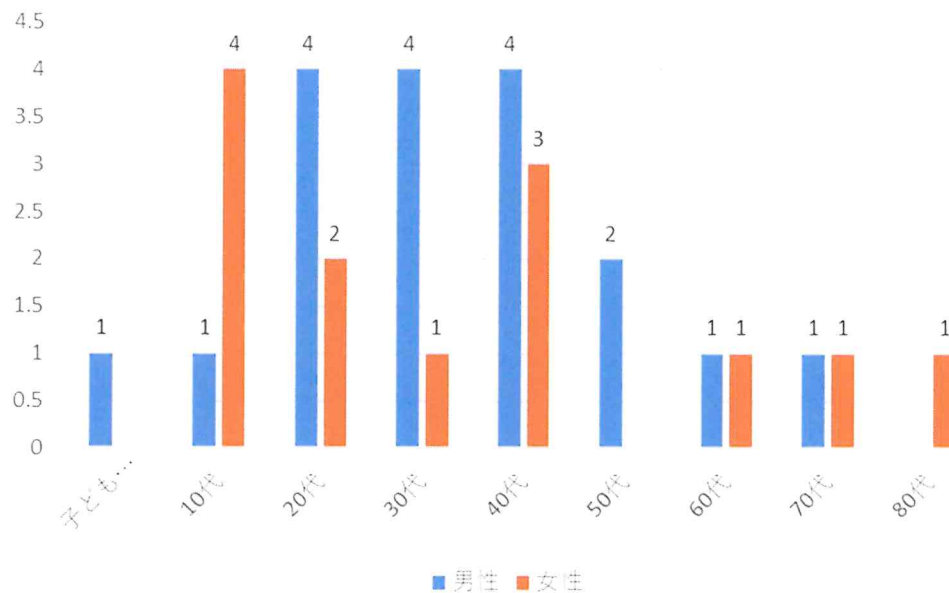
※但し、収入予定日や退去までの貯蓄状況など個々の事情を踏まえた上での徴収とする。

⑦夜間・休日の対応

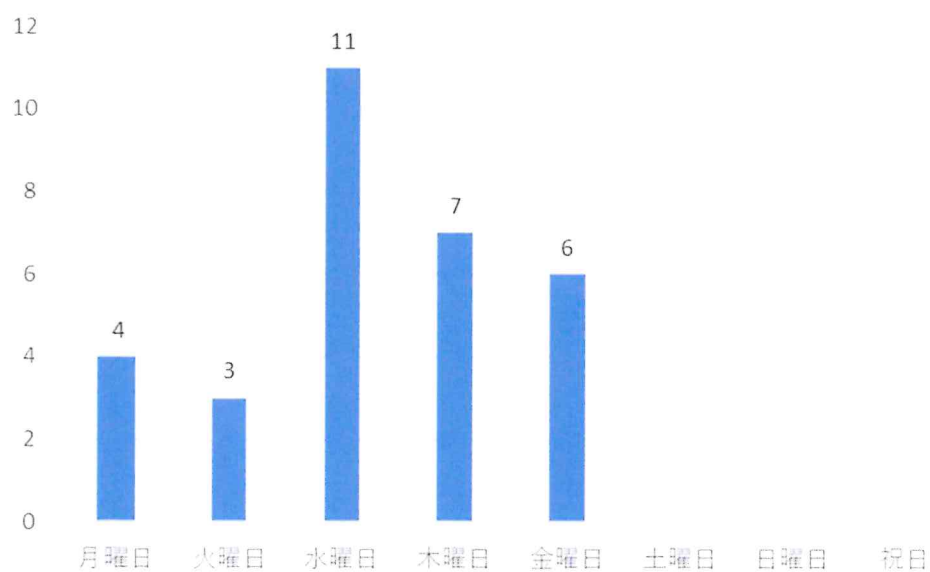
平日 19 時 30 分～翌 9 時・日曜・祝日・年末年始等については緊急当番職員（自宅待機）を配置し、受け入れの相談を、担当職員に貸与している携帯電話へ相談電話を転送と公開している相談用ラインで対応し、即時、受入れを行った。

⑦事業の実施状況（N31※2024 年 4 月 1 日～2025 年 2 月 28 日）

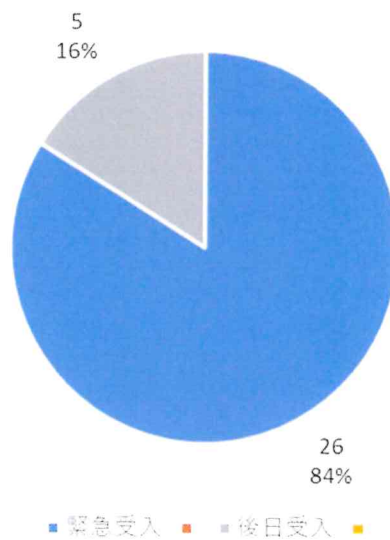
ア 年代・性別



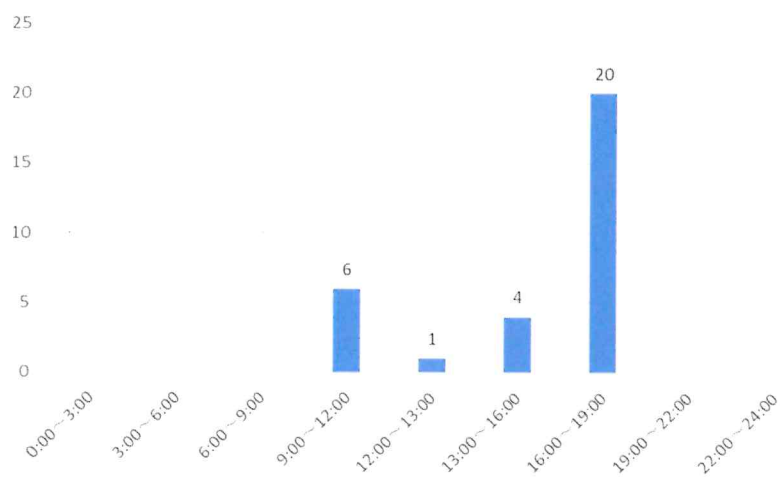
イ 受入れ曜日



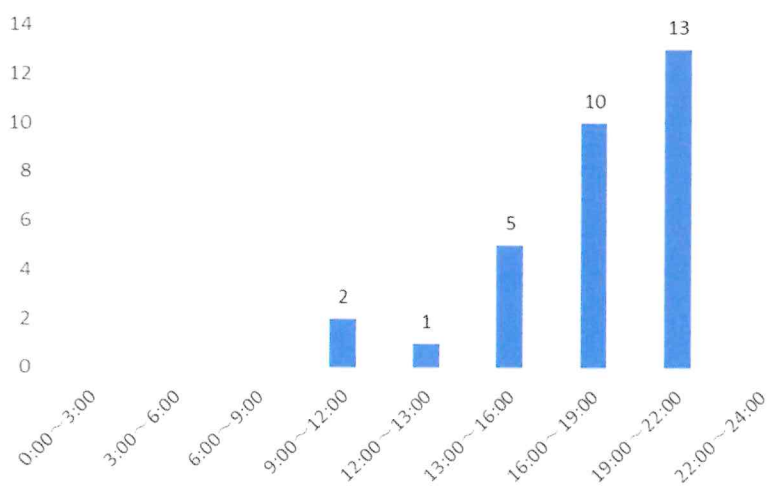
ウ 即日受入れの状況



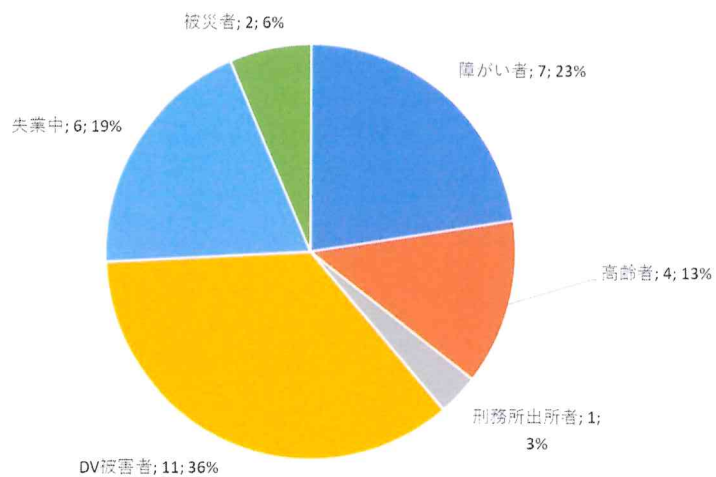
エ 初回相談時間帯（受入れについて相談があった時間）



オ シェルター受入時間帯（シェルターの利用を開始した時間帯）

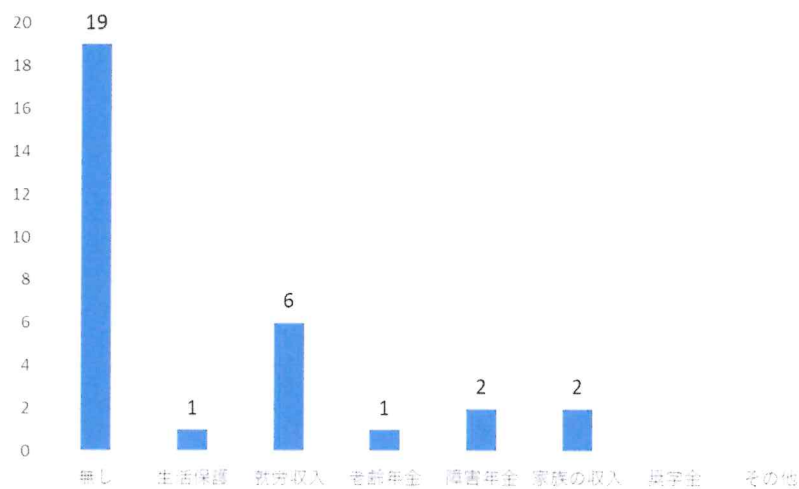


エ シェルター利用者属性

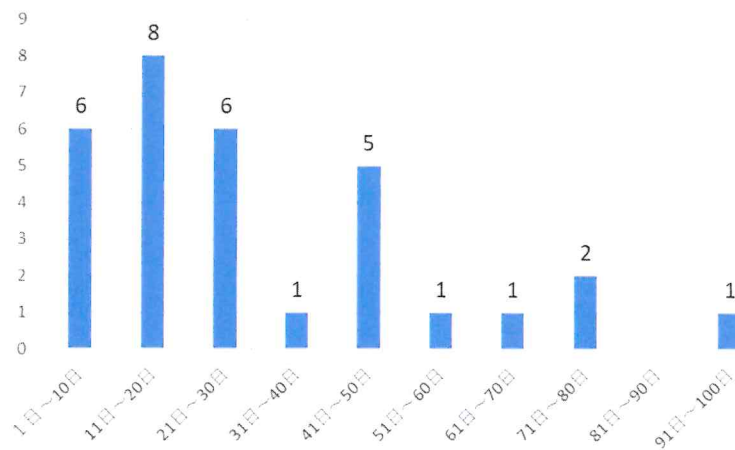


※家族関係が悪く避難をして来た方については DV 被害者としてカウントした

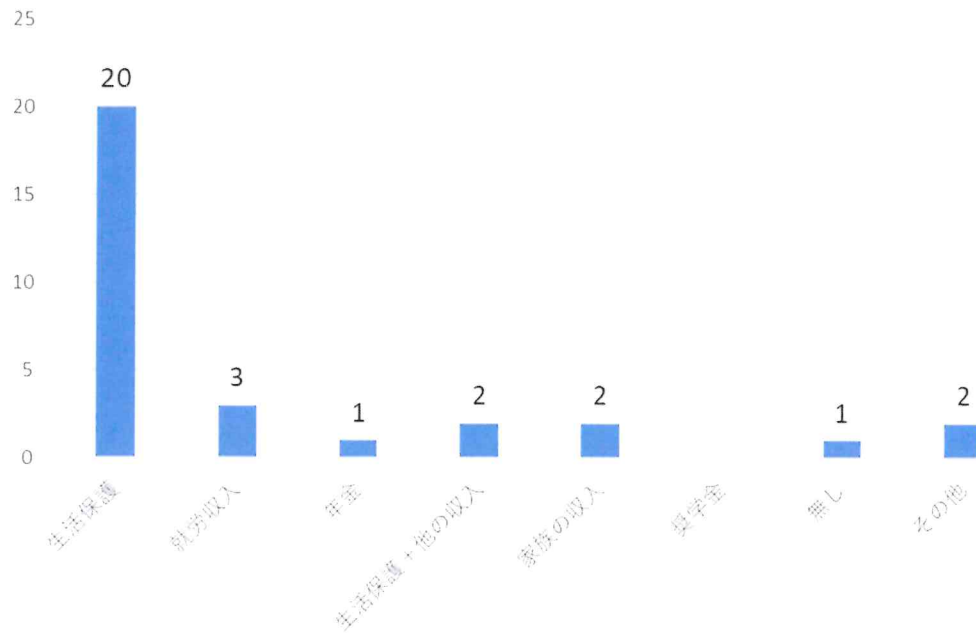
オ 利用開始時の主な収入



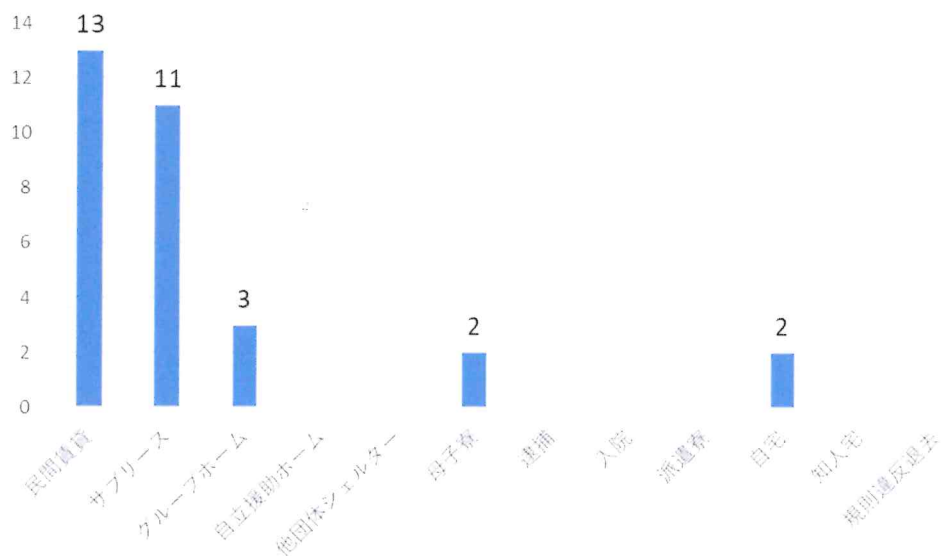
カ シェルター利用期間 (平均 30.5 日)



カ 退所時の収入



キ 退所時の住まい

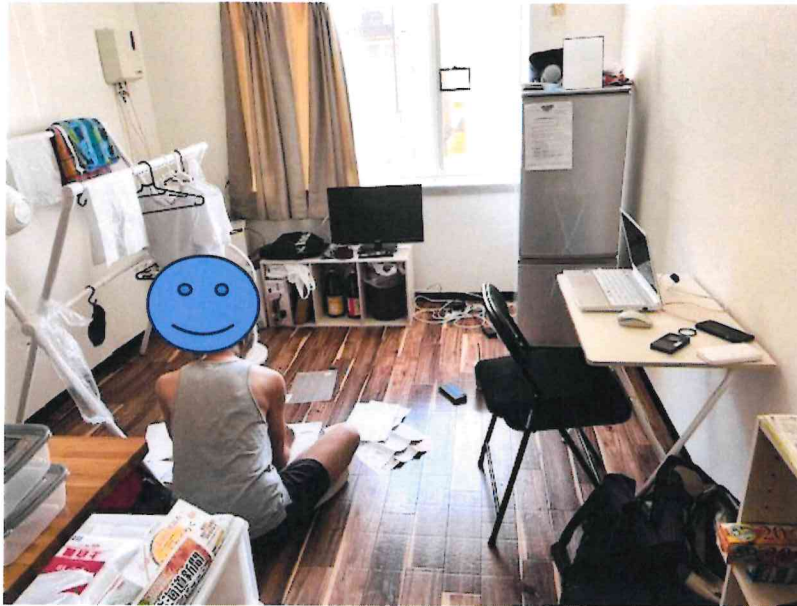


ク シェルター利用理由

- ☐ GH の規約違反や職員への暴力行為により強制退去
- ☐ 自宅の差押えにあい河川敷で生活
- ☐ 家族からの暴力により避難
- ☐ 家族から暴力を受け、知人を頼り来札
- ☐ 親が高齢の為、本人の面倒をみるのが難しい
- ☐ 家賃滞納により強制退去。その後、車上生活
- ☐ 交際相手からの DV
- ☐ 交際相手から家を出るように言われた

- 火災により住まいを失う
- 同居している父からのネグレクト
- 家族関係が悪くネットカフェに滞在
- 緊急搬送先で住まいが無いとわかり相談

⑧写真



(2) 緊急支援体制構築に向けた取り組み

①目的

緊急受け入れ時の課題である、ルール作り、アセスメントシート・支援記録のデジタル化に向け、必要な情報について整理し、フォーマットを作成する。

②内容

ア 専門業者と契約し打ち合わせを重ねながら、kintoneを活用し、アセスメントシート、支援記録、支援方針をデジタル化したアプリを作成した。作成に当たっては札幌市ホームレス相談支援センター等で活用している引継ぎシートなどを参考にした。また、属性を問わない緊急受入れ型のシェルターという特性を踏まえ、アセスメントシート、支援方針、支援記録を1つのアプリで管理できるようにした。

イ 関係機関との打ち合わせや支援連携を通じて、個人情報や支援記録等をデジタル化したもの(システム)の共有可能かどうかを相談したところ、難しいという回答が多かった。但し、従来通り本人同意を得た中で、支援情報等について共有することは可能であったことから、シェルター利用時の利用申込書を整理し、紹介機関への協力や個人情報の取り扱いなどについても記載し、本人同意を得ることで、支援情報のやりとりをスムーズに行えるようにした。

③緊急受入れ型シェルター支援者用アプリについて

参考資料1を参照

④利用規約について

利用規約を以下のように作成し、運用している。

1 目的

この利用規約は、NPO法人コミュニティワーク研究実践センター(以下、「センター」と呼ぶ)が行う、緊急一時避難用シェルターの利用、管理に関して必要な事項を定めるとともに相談者、相談者の順守すべきルールと相談者を紹介した機関(紹介機関)との支援協力を定めたものであり、相談者の自立に向けた円滑な支援を行っていくことを目的とする。

2 事業対象者について

- ①住まいを失った方もしくは、DV等により緊急的に現在の住まいを離れる必要がある方
- ②緊急受け入れ可能なシェルターとの連携が必要な行政、関係機関

3 シェルター利用について

①利用規約の説明

センターは、相談者に対して、利用規約の内容について説明する。相談者は利用規約の内容を理解し、同意した上で、利用申込書に必要事項を記載した上で、利用を許可する。

②アセスメントシートの作成

ア センターは、相談者の自立支援を行うため、状況、課題を整理するための、アセスメントシートを作成する。

イ 相談者は、自立に向けて状況、課題を整理するための、アセスメントの作成をするための面談に協力しなければならない。

ウ アセスメントシート作成への紹介機関の協力

紹介機関は、本事業利用開始時までの状況、課題を整理するための、アセスメントシート作成に向け、必要事項について記載もしくはヒアリングに協力しなければならない。

③支援方針の作成

センターは、相談者の自立支援を効果的に行うため、アセスメントシートで確認した内容に基づき、相談者、紹介機関と協議をしながら支援方針を作成する。作成した支援方針は、相談者に説明し、同意を得ることとする。

④紹介機関との支援協力

紹介機関とセンターは、相談者の同意を得た上で、これまでの支援情報や本事業利用開始後の支援状況についてセンターと可能な範囲で共有する。

⑤支援の終結

センターは、相談者が住まいを確保し、緊急一時避難用シェルターでの支援を要しない状態となった場合は支援を終結する。第6、第7項に違反した場合は即刻支援を終結する。

4 シェルターでの支援について

①センターは、相談者に対し、担当職員を配置し、自立に向けた伴走型の支援を実施する。

（課題の整理、シェルター利用期間中の目標確認、紹介機関との支援連携、行政、専門機関等への同行等）

② 居室、設備及び備品の貸与

ア 居室については、世帯単位でアパートの個室を提供する。

イ 掃除・ゴミ出し等は日常生活習慣訓練のため利用者自身が行うこと。

ウ 所持品や収入が無い方については、必要に応じバスタオル、洗面用具、靴下、下着、部屋着等を提供する。退去時には返却すること。

③ 食事について

食事について、本人の希望やアレルギー等を考慮した上で、食材を提供する。調理に関しては各自で行うこと。

④ その他

ア 就労や身分証明書発行など各種手続き等に金銭の支払いが発生する場合は職員に事情を説明し相談した上、支払いを検討することができる。尚、職員が同行の上、金銭の支払いをすることとし、収入が入り次第返金すること。

イ タバコ・酒、飲食代等の購入を目的とした金銭の支払いや建て替えは行わない。

ウ 金銭等の貸し付けには応じない

5 利用上のルールについて

利用にあたっては、以下のルールを順守すること。ルールを破った場合は、支援を終結する。

- ①各部屋での喫煙・飲酒・お香等の火器の利用は厳禁とする。
- ②金銭、携帯電話他、物品の貸し借りをしないこと。
- ③金銭及び貴重品等の盗難・紛失・破損・盗難について当団体は一切責任を負わないこととする。紛失等不安がある方はスタッフに預けること。（触法行為の可能性のある場合は警察の介入もあり得る。）
- ④他の利用者・入居者の部屋への出入りをしない事。また、許可なく部屋に出入りさせない事。
- ⑤部屋の備品については今後利用する人の事を考え、きれいに利用する事。また、持ち出しは厳禁とする。
- ⑥自立に向けて、金銭管理及び金銭の貯蓄状況を、定期的に確認するため応じること。
- ⑦所持金については大事に利用し、飲食・娯楽・宿泊その他の散財はしない事。
- ⑧定期面談を受けること。
- ⑨個別に約束事を設定した場合、厳守すること。
- ⑩服薬がある場合は必ず服薬を行うこと。
- ⑪医療機関受診の指導について従うこと。
- ⑫無断外泊
- ⑬ゴミは指定された日に、指定された場所で必ず捨てること
- ⑭居室清掃は、1日1回は必ず行うこと（清掃状況についてスタッフが、週1回確認します）
- ⑮故意、過失による居室、共用部、備品等の破損、汚損させること（別途修繕費を請求する場合があります）

6 禁止事項

利用にあたっては、以下の迷惑行為等を禁止する。

- ①暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれらに類する行為
- ②他の利用者に危険や恐怖感、不安感、嫌悪感を与える行為
- ③賭博、薬物乱用など、法令や公序良俗に反する行為
- ④危険、不潔、法令禁止物の持ち込み
- ⑤近隣住民、他の利用者への迷惑行為や騒音、共用部利用方法についてのクレーム
- ⑥法律に違反する行為があった時
- ⑦居室内での喫煙
- ⑧暴力団・暴走族・右翼関係者とわかった時
- ⑨スタッフの注意、指示に従わなかった時

7 個人情報の取り扱いについて

①取組方針

個人情報の適切な保護と利用を重要な社会的責任と認識し、支援業務を行うにあたっては、関係法令等を遵守し、相談者の個人情報の適切な保護と利用に努める。

②個人情報の取得方法

個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得する。

③利用目的

個人情報を、センターの業務遂行ならびに利用目的の達成に必要な範囲において取り扱うこととし、その範囲を超えて他の目的に利用することはしない。

ア 業務内容

- i シェルターでの支援業務
- ii アセスメント、支援方針の作成

イ 利用目的

- i シェルターでの支援業務を円滑に行うため
- ii 紹介機関との連絡、調整等自立支援に資するため

④個人情報の内容

センターでは、以下の情報を個人情報として取り扱う。

ア 氏名、性別、年齢、住所、電話番号、家族関係等個人の属性に関わる基本的情報

イ 健康状態、疾病、障害、介護等健康に関する情報

ウ 就労・通学・通所状況に関する情報

エ 収入、資産、債務等経済的状況

オ 福祉制度利用状況

カ その他、生活歴や過去の経験、抱えている課題等、支援業務で知り得た情報

⑤第3者への提供の制限

相談者（又は代理人）の同意を得ている場合や法令等に基づく場合等を除き、原則として相談者の個人情報を第三者に対して提供しない。ただし、利用目的の達成に必要な範囲内において、関係機関・者等との間で共同利用する場合には、原則として相談者（又は代理人）の同意を得た上で、相談者の個人情報を紹介機関・者、協力して支援を行う関係機関に対して提供することがあります。また、例外として、同意を得ずに関係機関・者等に対して情報提供する場合があります。

ア 同意の上で第三者に提供する場合

- i 紹介機関・者や協力して支援を行う関係機関・者との間で、アセスメントシートの作成や支援方針策定に関する調整を行うため
- ii 紹介機関・者、協力して支援を行う関係機関・者が実施する支援を受けるため
- iii シェルター利用が終了した後に関係機関との連携が必要な場合
- iv 各種福祉制度申込時に、センターから自治体へ事前に本人が特定される形で相談する場合
- v 病気・怪我等の際に医療機関につなぐ場合

イ 同意を得ずに第三者に提供する場合

- i 法令に基づく場合

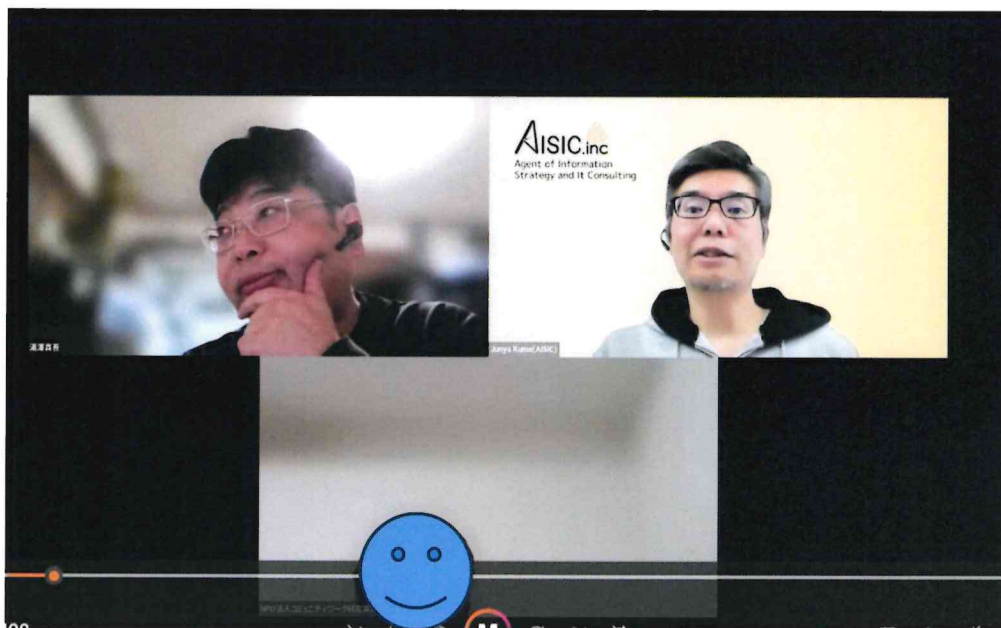
- ii 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- iii 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- iv 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

⑥保存期間

相談者の情報の保存は、利用申込日より開始する。保存期間は、支援終結日より5年間とする。その後は、適切な方法（溶解処理等）により廃棄する。

⑦安全措置

相談者の個人情報を正確かつ最新の状態で保管・管理するよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、合理的な安全管理措置を実施する。



(3) 居住支援地域ネットワークづくり研修会

①目的

不動産業界・福祉業界・行政等が連携（顔の見える関係になる）し、住まいの確保が難しい方が地域内で住まいを確保し、安心して暮らすことができるためのネットワークづくりを行う。

②第1回研修会

タイトル：「これからの居住支援について」

日 時：2024年10月29日（火）13:30～16:30

会 場：市民活動プラザ星園 2階 大会議室（札幌市中央区南8条西2丁目）

開催案内：令和6年の通常国会において、誰もが安心して賃貸住宅に居住できる社会の実現を目指して、住宅セーフティネット法が改正されました。また、生活困窮者自立支援法においても、居住支援の強化を含めた法改正が行われようとしています。一方、地域の中では居住支援は、住宅部局を中心に進められてきましたが、居住支援を取り巻く環境が大きく変化しようとしている。現在、住宅と福祉の連携は一層重要性を増すものと思われます。研修会では、国土交通省・厚生労働者から講師をお招きし、それぞれの法改正のポイントについてお話頂くとともに、居住支援を進めていくためには「何が必要なのか?」・「何を進める必要があるのか?」について参加された皆様と一緒に考えていきます。

対 象：居住支援法人・不動産会社・保証会社・管理会社・高齢者、障がい者、刑務所出所者等支援団体・医療機関・自治体・生活困窮者自立相談支援事業、任意事業に関わる職員

開催方法：原則会場参加（ZOOMでのオンライン参加も可能）

※プログラム1、2については、札幌市居住支援協議会のYouTubeチャンネルで配信。<https://www.youtube.com/watch?v=4h-6eYSDBvA>

参加人数：55名

主 催：NPO法人コミュニティワーク研究実践センター

共 催：北海道居住支援協議会・札幌市居住支援協議会



YouTubeQRコード

【プログラム】

1. 「住宅セーフティネット制度改正と居住サポート住宅」

講師：国土交通省 住宅局 安心居住推進課係長 星川 慶太 氏

2. 「生活困窮者支援事業と居住支援」

講師：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室

居住支援・一時生活支援係長 山口 健心 氏

3. 質疑応答と「住宅と福祉の連携」をテーマにした参加者とのディスカッション

【内容】

住宅セーフティネット制度、生活困窮者自立支援法の法改正のポイント及びその背景について説明があった。住宅セーフティネット制度では、大家と要配慮者の双方が安心して利用できる市場環境を整備するため、賃貸借契約が相続されない、残置物処理に困らない、家賃滞納に困らないための仕組みの創設や推進について話があった。また、居住支援法人等が入居中サポートを行う居住サポート住宅の創設についても説明があった。生活困窮者自立支援制度では、居住支援の強化を明確にし、現行の一時生活支援事業や地域居住支援事業等を居住支援事業と名称を変更するほか、自立相談支援機関に住まい相談機能を持たせ、住まいの相談支援員を配置できるようになることなど説明があった。

質疑応答では、会場参加を中心に、北海道の課題が報告され、共有された。札幌市と地方部では社会資源に大きな開きがあり、札幌市以外からの参加者を中心に質問が多く出された。

【アンケート結果より】

- ・高齢化社会が進む中、早急な制度整備、環境整備の必要性を再認識する事ができた。
- ・制度の概要と今回の法改正のポイントについて理解が深まった。
- ・札幌市としてどう対応変化するのを知りたい。いつも行政窓口は周知されていない場合が多いので。
- ・2025/4以降に予定されている詳細説明会の内容を深掘りしたセミナーがあるとありがたいです。
- ・たくさんの質疑応答が出て、理解が深まりました。
- ・国の住宅と福祉の制度を総合的に勉強できる場であったため
- ・会場参加が少人数だと話も聞きやすく、質問しやすい環境でよかった



これからの 居住支援について



令和6年の通常国会において、誰もが安心して賃貸住宅に居住できる社会の実現を目指して、住宅セーフティネット法が改正されました。また、生活困窮者自立支援法においても、居住支援の強化を含めた法改正が行われようとしています。地域の中では、住宅部局を中心に居住支援が進められてきました。現在、居住支援を取り巻く環境が大きく変化しようとしており、住宅と福祉の連携はより重要性を増すものと思われます。研修会では、国土交通省・厚生労働省から講師をお招きし、それぞれの法改正のポイントについてお話しするとともに、居住支援を進めていくためには「何が必要なのか?」「何を進める必要があるのか?」について参加された皆様と一緒に考えていきます。

日時：2024年10月29日(火) 13:30~16:30

場所：市民活動プラザ星園2階 大会議室
(札幌市中央区南8条西2丁目)
※助成会場参加(オンライン参加も可)
※公共交通機関をご利用頂く事で近隣の有料駐車場をご利用下さい

**定員 50名
参加費無料**

対象：居住支援法人・不動産会社・保証会社・管理会社・高齢者・障がい者、附帯所出所者等支援団体・医療機関・自治体・生活困窮者自立相談支援事業、任意事業に関わる職員

プログラム

- 1 「住宅セーフティネット制度改正と居住サポート住宅」**
講師：国土交通省 住宅局 安心居住推進課 係長 星川 慶太 氏
- 2 「生活困窮者支援事業と居住支援」**
講師：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室
居住支援・一時生活支援係長 山口 健心 氏
- 3 質疑応答と「住宅と福祉の連携」をテーマにした参加者とのディスカッション**

※オンライン参加の方は、プログラム1、2を札幌市居住支援協議会のYouTubeチャンネルでご視聴して頂き、プログラム3は、ZOOMでご参加ください。
(プログラム1、2終了後に10分程度の休憩時間を設けますので、その時間中にZOOMにつなげて下さい)

主催：NPO法人コミュニティワーク研究実践センター 共催：北海道居住支援協議会・札幌市居住支援協議会

②第2回研修会

タイトル：「住まい支援システムの考え方と課題」

日 時：2024 年 12 月 20 日（金）13:30～17:00

会 場：市民活動プラザ星園 2 階 大会議室 （札幌市中央区南 8 条西 2 丁目）

開催案内：生活困窮者自立支援法が改正され、令和 7 年度から居住支援に対する取り組みが強化されます。しかし、住まいに課題を有する住宅確保要配慮者は、単身高齢者、精神障害者、外国人、刑余者、多子母子など幅広く存在します。また、住まいの確保や転居後の生活継続の支援など課題は、山積みです。現在、住まいに課題を抱える生活困窮者等に対し、総合的な相談支援から、見守り支援・地域とのつながり促進などの居住支援までを一貫して行う「住まい支援システムの構築」に向けて、課題等を整理するためのモデル事業が実施されています。本研修会では、住まいの支援システムの取り組み概要・モデル事業全体の実施状況を学ぶと共に、先行して取り組んでいる自治体を招き、取り組み内容や課題についてお話を頂きます。居住支援を進めるためには、地域の資源や住宅事情により大きく左右されます。どのような、連携が必要なのか？必要となる地域資源は何なのか？住まい相談支援員に求められる役割は具体的に何なのか？について、参加される皆様と一緒に考える機会にしたいと考えています

対 象：居住支援法人・不動産会社・保証会社・管理会社・高齢者、障がい者、刑務所出所者等支援団体・医療機関・自治体・生活困窮者自立相談支援事業、任意事業に関わる職員

開催方法：原則会場参加（ZOOM でのオンライン参加も可能）

※プログラム 1、2 については、札幌市居住支援協議会の YouTube チャンネルで配信。（<https://youtube.com/live/WoFupElEuPA>）

参加人数：81 名

主 催：NPO 法人コミュニティワーク研究実践センター

共 催：北海道居住支援協議会・札幌市居住支援協議会



YouTubeQR コード

【プログラム】

1. 「住まい支援システムの考え方と課題」

講 師：一般社団法人北海道総合研究調査会 理事長 五十嵐 智嘉子 氏

2. 「岡崎市における住まい支援システムの構築について」

講 師：岡崎市ふくし相談課 課長 齊藤 哲也 氏

3. 「伊賀市における住まい支援システムの構築について」

講 師：伊賀市社会福祉協議会 くらし支援課長 寺田 浩和 氏

4. 質疑応答・パネルディスカッション「地域の中で居住支援を進めるポイント」

登壇者：岡崎市ふくし相談課 課長 齊藤哲也 氏

伊賀市社会福祉協議会 くらし支援課長 寺田 浩和 氏

NPO 法人コミュニティワーク研究実践センター 事務局長 湯澤真吾

コーディネーター：一般社団法人北海道総合研究調査会 理事長 五十嵐 智嘉子 氏

【内容】

五十嵐氏より、生活困窮者自立支援制度や住宅セーフティネット制度の法改正の背景や改正のポイントの説明があり、全国で実施されている住まい支援システムの状況や事業実施から見てきた課題などの説明があった。また、全国から、北海道・札幌市の状況へ視点に移し、それぞれの地域課題について指摘があった。齊藤氏からは岡崎市で取り組んでいる住まい支援システムの状況や今後実施する事業についての説明があり、民間と協力しながら行政主導で居住支援を進めていくことの重要性について説明があった。寺田氏からは伊賀市で取り組んでいる住まい支援システムについて説明があった。社会福祉協議会として実施することの意義や今後の展望などの話があった。パネルディスカッションでは会場参加の方から質問も多くあった。地方では公営住宅の老朽化が深刻で、利用するためには改修が必要なことなども報告された。また、ディスカッションの中では北海道の広さや人口規模、社会資源差異も踏まえると、居住支援協議会の設置は振興局単位で考えるべきだという提案があった。

【アンケート結果より】

- ・住まい支援システムで必要な体制を、実際の取り組みを通じて理解することができた。
- ・市の直営と社協の窓口とのスクランブル体制をこまめなミーティングで克服しつつ、住まい支援の仕組みづくりを着実に進める内容に非常に感銘を受けました。
- ・役所の部門間の連携の必要性を感じた一方、なかなか連携はうまくいかず居住支援は進まないだろうと感じました。一自治体の一担当者の問題ではないだろうと思います。
- ・債務保証の仕組みを作られていて素晴らしいなと感じました。



住まい支援システムの考え方と課題

日時：2024年12月20日(金) 13:30~17:00
会場：市民活動プラザ2階 大会議室
(札幌市中央区南8条西2丁目)
※公共交通機関をご利用ください。最寄り駅は最寄りのバス停をご利用ください。

1

2

3

4

「住まい支援システムの考え方と課題」
講師：五十嵐 智嘉子 氏（一般社団法人北海道総合研究調査会 理事長）

「岡崎市における住まい支援システムの構築について」
講師：岡崎 哲也 氏（岡崎市ふくし相談課 課長）

「伊賀市における住まい支援システムの構築について」
講師：寺田 浩和 氏（伊賀市社会福祉協議会 くらし支援課長）

質疑応答・パネルディスカッション
「地域の中で居住支援を進めるポイント」
登壇者：齊藤 哲也 氏（岡崎市ふくし相談課 課長）
寺田 浩和 氏（伊賀市社会福祉協議会 くらし支援課長）
湯澤 真吾 氏（NPO法人コミュニティワーク研究実践センター 事務局長）
コーディネーター：五十嵐 智嘉子 氏（一般社団法人北海道総合研究調査会 理事長）

各自治体の自治体職員が参加し、各7名程度の自治体職員が参加する。参加費は無料。参加費は、参加費、交通費、宿泊費、外食費、飲み代など、すべて自治体から負担します。また、住まいの確保や転居後の生活支援の支援など、協議は、山田助成。また、住まいの確保や転居後の生活支援の支援など、協議は、山田助成。また、住まいの確保や転居後の生活支援の支援など、協議は、山田助成。

対象者：自治体職員、NPO法人職員、民間企業、学生、社会福祉士、生活支援士、生活困窮者自立支援制度関係者、生活支援に関わる関係者

定員50名
参加費無料

開催方法：ZOOMでのオンライン参加も可
※ZOOMのIDは、申し込み時にメールでお知らせいたします。ZOOMのIDは、申し込み時にメールでお知らせいたします。ZOOMのIDは、申し込み時にメールでお知らせいたします。

主催：NPO法人コミュニティワーク研究実践センター
共催：北海道居住支援協議会、札幌市居住支援協議会

②第3回研修会

タイトル：「選べる居住支援の可能性について考える」

日時：2025年1月17日（金）13:30～17:00

会場：札幌市産業振興センター セミナールーム A（札幌市白石区東札幌5条1丁目）

開催案内：令和6年の通常国会において、誰もが安心して賃貸住宅に居住できる社会の実現を目指して、住宅セーフティネット法が改正され、いよいよ、2025年秋ごろに施行が予定されています。制度改正により、認定家賃債務保証業者制度や居住支援法人等が大家と連携し、日常の安否確認や見守り、生活・心身の状況が不安定化したときに福祉サービスのつなぎを行う居住サポート住宅等が創設されます。本研修会では、不動産会社を母体としている居住支援法人の活動や居住支援法人と連携し家賃債務補保証を行うナップ賃貸保証会社の取り組みについて学ぶとともに、住宅セーフティネット法改正により期待される多主体連携型の居住支援の可能性について考えます。「住まいの確保が可能な地域」から「住まいが選べる地域」進ためには、「何が必要なのか？」について、参加された皆様と一緒に考えたいと思います。

対象：居住支援法人・不動産会社・保証会社・管理会社・高齢者、障がい者、刑務所出所者等支援団体・医療機関・自治体・生活困窮者自立相談支援事業、任意事業に関わる職員

開催方法：原則会場参加（ZOOMでのオンライン参加も可能）

※プログラム1、2、3については、札幌市居住支援協議会のYouTubeチャンネルで配信。（https://www.youtube.com/watch?v=Lzd_NG2u2RA）

参加人数：77名

主催：NPO法人コミュニティワーク研究実践センター

共催：北海道居住支援協議会・札幌市居住支援協議会



YouTubeQRコード

1. 「住宅セーフティネット制度改正と多主体連携による居住支援について」

2. 「居住支援法」と家賃債務保証会社の連携について

3. 不動産会社を母体とした居住支援法人の活動について

②「株式会社ハウスプロジェクトの取り組みについて」

③「株式会社ネクステップの取り組みについて」

4. 質疑応答・パネルディスカッション「多主体連携型の居住支援」について

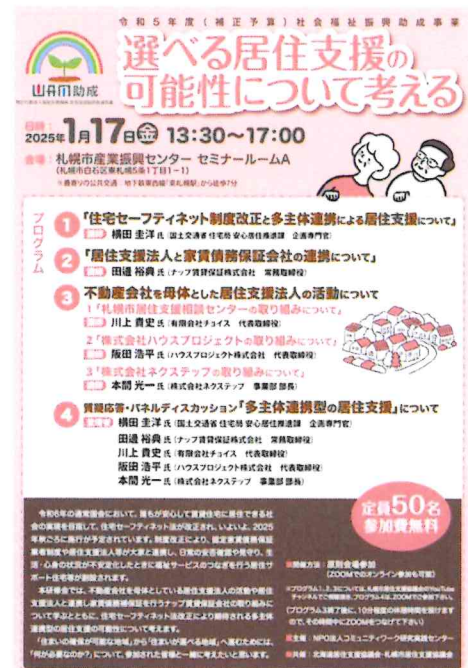
株式会社ネクステップ 事業部 部長 本間 光一 氏

横田氏より、住宅セーフティネット制度の法改正に向けた具体的な進捗状況や特に居住サポート住宅についての説明があった。田邊氏からはナップ賃貸保証株式会社の取り組みや居住支援法人と連携している家賃債務保証の仕組みについての説明があった。

不動産会社を母体とした居住支援法人の活動では、それぞれの活動状況が説明されると共に、札幌市における居住支援の課題について、それぞれの法人の視点から説明があった。

パネルディスカッションでは、死後事務委任や残置物処理についての保険の話など、家主の不安解消には支援連携だけでは難しいことなどが参加者と共有された。

- ・居住支援協議会の設置が努力義務化されるため、現状でどのような居住支援が行われており、どのような課題等があるのかを知ることができた
- ・札幌のみなさまの活動は東京、特に区部では難しいこともあり、羨ましく感じました。
- ・外国人等の短期かつ周囲に知り合いのいない要配慮者をどのように対応するべきか、今後の日本でとても重要になってくると感じた。
- ・質疑内容が実践的で分かりやすかった
- ・地域格差はあるかと思いますが、参考にさせていただき、不動産会社の方々とともに、お話できるといいかなと思いました。



3. 提言

(1) 緊急受入れ可能なシェルターの設置

本事業では、緊急受入れ可能なシェルターを設置し、緊急受入れ時間やシェルター利用期間など様々な項目について統計をとった。

対象者の属性としては、1名1項目に該当させたが、高齢者やDV被害者が統合失調症等の精神疾患を抱えているなど、1名でも複数の項目に該当する者も多かった。(属性を知る上での今後の課題) また、中高年と高齢者、高齢者同士の親子、DVと児童虐待など世帯で受け入れ、ペットを連れてくるケースなどもあり、制度ごとに設置されたシェルターや単身男性を想定したハードには限界があるように感じた。また、精神疾患が重く水道水を飲めない方、土足で生活する方、排泄を鍋で行う方もおり、単身生活が困難な方やホテルを活用せざる得ないケースもあった。DV被害者と振り分けたが、その多くは障がいや精神疾患を本人が抱えているもしくは同居家族抱えている等、家族間でのコミュニケーションが上手くいかず、暴力や暴言、搾取などが家族間で発生し、緊急避難を余儀なくされるケースもあった。

受入れに向けた連絡時間帯は16時以降が多く、実際に受け入れを行う時間帯は19時以降が多かった。しかしながら、今回統計はとっていないが、行政機関、医療機関、専門機関への同行は、午前、午後の日中の時間帯が多いことから、緊急受入れのみをするのであれば、夕方から夜間にかけてスタッフ配置をすればいいが、受け入れ後の支援を考えると午前から夜間にかけてのスタッフ配置が必要になる。また、緊急対応については、受け入れよりもシェルター利用開始後の夜間・深夜帯の緊急対応が多く発生したことから、この点も考慮した人員配置を考えなければならない。

札幌市及びその近郊では、住まいが無いという相談は、札幌市ホームレス相談支援センターに入ることが多い。この点について関係者から話を聞くと、深夜帯や休日などは、居住支援法人が独自に設置しているシェルターへつながっていることが多いことがわかった。そのため、本事業では、土日や祝日の受け入れは無く(シェルター利用につながらないケースの相談は数件あった)、深夜帯の受け入れもほとんどなかったが、地域全体で、緊急受入れ型の体制の構築を目指すのであれば、居住支援法人も含めた体制作りが必要になると考える。

シェルター利用者の多くは、利用開始時は収入が無く、退去時は生活保護を活用して退去する方が多かった。緊急受入れ型のシェルターでは、就労困難層の受け入れも多いことが予想される。また、退去期間が11日～20日が一番多かったが、一方で長期化する者もあり結果、利用期間が平均は30日程度となった。障がいや精神疾患を受容できていない方が就労自立を目指し長期化するケースもあった。退去先として居住支援法人が仲介する民間賃貸住宅や居住支援法人が運営するサブリース住宅への退去が多かった。札幌市は住まいの支援を行う居住支援法人が20団体以上あることやサブリース住宅についても2000年代初めから社会資源として存在している特殊な地域である。全国的に広げることを考えた際は、「対象者像」を想定し、シェルター以外の社会資源も整備しなければ、結果として出口部分の支援が出来なくなるため、出口支援を意識しながら、緊急受入れ可能なシェルターを整備していくべきである。

（２）緊急支援体制構築に向けた取り組み

これまで緊急的な受け入れの際には、情報提供機関や紹介機関での説明や本人の理解が無いまま、シェルターへつなぎトラブルになるケースや、本人情報がほとんど無いまま受け入れトラブルになるケースなどがあった。そのため、緊急受入れ時のアセスメントシートや受け入れ後の支援記録をデジタル化し、共有していくことを目指した。しかしながら、個人情報保護の点で、他機関からの理解を得ることが難しく、アセスメント、支援方針（計画）、支援記録をひとつにしたフォーマットを専門業者の協力を得ながら作成したが、支援機関と共同で共有していくことは難しかった。

関係者との意見交換の中で、生活困窮者自立支援制度に基づく支援会議や重層事業に自治体に取り組む地域であれば、そのような未来も描けるのではないかという意見もあった。情報共有を効率的に行うためには、自治体が中心となり、分野を超えて共有できる体制作りが第一に必要であり、その上で、専門業者や民間も交えながらどのような項目についての共有が必要か、どのようなシステムだと正確に時間差なく共有できるのかについて協議していくという段階を踏む必要があるとわかった。

本事業では、緊急受入れ可能なシェルターの利用規則と利用申込書を上記の課題も踏まえて作成した。基本的には相談者への利用規約ではあるが、相談者に紹介機関があった場合は、相談者・紹介機関に対して説明を行うことも想定した内容とした。特に、紹介機関へのアセスメントシート作成や支援方針策定に向けての協力を促す項目や、相談者に対して個人情報の取り扱いについて説明する項目を多くした。

本事業でデジタル化した、緊急受入れ時のアセスメントシート等や利用規約については、単身世帯を想定したものになっていることから、世帯用の内容についても今後検討していく必要がある。また、シェルターの出口である住まいの確保に向けては、不動産系居住支援法と連携することが多いため、必要情報（アセスメント内容）の違いもあったことから、項目の追加や本事業で作成したアセスメント項目の重要性について、不動産系居住支援法人等と共有する機会が重要だと考える。

（３）居住支援地域ネットワークづくり研修会

本事業では、北海道居住支援協議会、札幌市居住支援協議会と協働で、研修会を３回開催した。開催に当たっては、各居住支援協議会や刑務所の開催する意見交換会などの開催日程なども考慮した上で実施した。また、札幌市居住支援協議会の協力を得て、YouTube による配信なども行った。（事業の公共性や信頼性を高めた）結果、北海道内だけではなく、全国各地からの参加にもつながった。令和 7 年度が生活困窮者自立支援制度や住宅セーフティネット制度の制度改正の年でもあり、法改正により「何が変わるか?」「先行して実施している地域の取り組み紹介」、「自分たちの地域資源や課題を学ぶ」ことに重点を置いた。

本事業を通じて、最新の動向を自治体や関係機関と共有できたことは成果としては非常に大きく、研修会を通じて参加者同士の交流や情報交換にもつながり、地域全体としてはネットワークが強化されたものと考ええる。一方で、ネットワークが強化されてきているが、深化や広がりという点では課題もあるため、今後も工夫しながら続けていく必要がある。

参考資料①

kintone

お澤典君

☰

🏠

🔔
2件

★

⚙️ ?

アプリ内検索 🔍

💬

緊急受入れ型シェルター支援者用アプリ

📄

アプリ: 緊急受入れ型シェルター支援者用アプリ

1 / 1

キャンセル

保存

緊急一時避難用シェルターアセスメントシート

相談開始日

作成者 *
(自動入力)

情報提供資料
[参照](#) (最大1 GB)

面談の場所・方法

相談窓口

電話・メール

居宅場所

関係機関

シェルター

オンライン (ZOOM等)

その他

来談のきっかけ

本人

家族・知人

支援機関の紹介

その他

来談のきっかけ (紹介機関)

来談者

本人

家族・知人

関係者

紹介機関の同行者

これまでの相談歴 *

●

無し

有り

相談歴の概況

過去に、①どこに②どんな相談をしたのか？
結果どうであったか記載

基本情報

氏名

よみがな

生年月日

年齢

性別 *

●

男性

女性

その他

郵便番号

相談時住所

電話番号

携帯番号

Email

〒

住民票住所地

住所と一緒にの場合は記載不要

身分証について

身分証

有る

無い

[参照](#) (最大1 GB)

属性

低所得者

生活保護受給者

生活困窮者

高齢者

障がい者

外国人

本人の主訴・相談内容

アレルギーについて

アレルギー特記事項

有る

無い

食べ物、食材を記載

苦手な食べ物について

有る 無い

苦手な食べ物特記事項

食べ物、食材を記載

家族・地域関係・住まい

同居者

有り 無し

別居の家族

有り 無し

婚姻

未婚 既婚 離別 死別 その他

子ども

有り 無し

交流のある家族・親族・知人（連絡がとれる）

父
母
義父
義母
兄弟



家族・同居者の状況

家族・同居者の状況

健康・障がい・介護

通院状況

健康保険

通院歴・病歴

通院先や病歴を記載

服薬情報

障害について

特に無し 疑いあり 障がい認定を受けている

障がい手帳等

障害特記事項

無し
身体
知的（療育）
精神
自立支援医療

障がい手帳等の種類・等級・障がい特性等を記載

障害福祉サービスの利用状況

障害福祉サービス特記

グループホーム
A型
B型
相談室
家事援助

利用場所・利用先の支援員・支援内容等を記載

障害手帳等

参照 (最大1 GB)

介護情報・ADL

介護度

移動

食事

排泄

入浴

更衣

整容

介護サービス特記

介護サービス利用場所・利用先の支援員・支援内容等を記載

財産・所持金

所持金

円

本人名義の持ち家・土地

特記事項

有り

無し

本人名義ではないが権利有り

〇〇県〇〇市にあり・売却意思・売却時金額など

本人名義の自動車

特記事項

有り

無し

車種・年式・売却意思・売却時金額など

その他財産

特記事項

有り

無し

収入・公的給付・債務等

月の収入

公的給付（月）

仕送り（月）

その他（月）

自動計算

円

円

円

円

家計の状況詳細

公的給付状況（受給中）

公的給付詳細（受給予定・可能性等も記載）

雇用保険

労災

傷病手当

休業補償

求職者支援制度給付金

滞納状況

滞納金額合計

滞納あり

滞納なし

円

債務状況

債務金額合計

月々の支払い金額合計

債務あり

債務なし

円

円

債務整理（弁護士への相談）

相談中

相談希望

相談したくない

滞納・債務状況詳細

生活保護

現在受給中

現在申請中（決定待ち）

過去に受給歴あり

利用無し

生活保護の利用意志

意志あり

意思なし

担当CW

〇区〇課〇係 〇〇CW 電話

生活保護特記事項

生活保護の利用状況を記載

〇年〇月～〇年〇月まで利用

金額：月〇〇万円

担当CW：〇〇氏

など

犯歴等

前科・逮捕・補導歴

逮捕・補導回数

無し

有り

回

現在の状況

該当なし

保護観察処分少年

少年院仮退院者

仮釈放者

保護観察付執行猶予者

満期出所・退院

不起訴となって釈放

保釈が認められ釈放

その他

過去の犯罪

犯歴特記事項

窃盗・万引き

住居侵入

強盗

詐欺

薬物使用

保護司や関係機関・特記すべき犯罪など

職業・職歴・学歴等

就労状況

就労している（一般）

就労しているが、転職先を探したい／探している

就労している（福祉）

職業訓練に参加している

今後就労予定（就労決定済み）

在学中

仕事をしていない（仕事はさがしていない）

仕事ができない

直近の離職後年数

1月未満

1月以上から3月未満

3月から6月未満

6月から1年未満

1年以上から2年未満

2年以上

仕事をしたことがない

現在の就労先

就労開始時期

就労体系

就労収入（月）

●●株式会社〇〇支店（〇〇県〇〇市）

〇〇〇〇年〇月～現在まで

円

円

賞与

社会保険の加入

業務内容

有り

無し

年金

健康保険

雇用保険

労災

その他

資格・技術

第〇種自動車免許（〇年〇月取得）

調理師免許（〇年〇月取得）

就労支援特記事項

今後の希望

過去の就労先

現在の就労に關しての状況・不安・課題

これまでの仕事の退職理由

最終学歴

〇年〇月 ●●高校卒業

不登校・いじめの経験

有り

無し

学生時代のエピソード

支援方針

本人の課題

支援方針

支援方針の確認

実施済み ☒ 未実施

支援記録

支援記録

日付	対応者	支援内容	備考
🔍 👤		関係機関、同行場所などを記載	

支援終了

支援終了日

支援終了時（シェルター退所時）の状況

- 退所場所の住所
- 収入の状況
- 支援終了時の状況を記載

NP0 法人コミュニティワーク研究実践センター 緊急一時避難用シェルター利用規約



1 目的

この利用規約は、NP0 法人コミュニティワーク研究実践センター（以下、「センター」と呼ぶ）が行う、緊急一時避難用シェルターの利用、管理に関して必要な事項を定めるとともに相談者、相談者の順守すべきルールと相談者を紹介した機関（紹介機関）との支援協力を定めたものであり、相談者の自立に向けた円滑な支援を行っていくことを目的とする。

2 事業対象者について

住まいを失った方もしくは、DV 等により緊急的に現在の住まいを離れる必要がある方

3 シェルター利用料

無料

※月 12 万円以上の就労収入や年金等収入がある方については、利用料（1 日 1,000 円）を徴収します。

4 シェルター利用について

① 利用規約の説明

センターは、相談者に対して、利用規約の内容について説明する。

相談者は利用規約の内容を理解し、同意した上で、利用申込書に必要事項を記載した上で、利用を許可する。

② アセスメントシートの作成

ア センターは、相談者の自立支援を行うため、状況、課題を整理するための、アセスメントシートを作成する。

イ 相談者は、自立に向けて状況、課題を整理するための、アセスメントの作成をするための面談に協力しなければならない。

ウ アセスメントシート作成への紹介機関の協力

紹介機関は、本事業利用開始時までの状況、課題を整理するための、アセスメントシート作成に向け、必要事項について記載もしくはヒアリングに協力しなければならない。

③ 支援方針の作成

センターは、相談者の自立支援を効果的に行うため、アセスメントシートで確認した内容に基づき、相談者、紹介機関と協議をしながら支援方針を作成する。作成した支援方針は、相談者に説明し、同意を得ることとする。

④ 紹介機関との支援協力

紹介機関とセンターは、相談者の同意を得た上で、これまでの支援情報や本事業利用開始後の支援状況についてセンターと可能な範囲で共有する。

⑤ 支援の終結

センターは、相談者が住まいを確保し、緊急一時避難用シェルターでの支援を要しない状態となった場合は支援を終結する。第6、第7項に違反した場合は即刻支援を終結する。

5 シェルターでの支援について

① センターは、相談者に対し、担当職員を配置し、自立に向けた伴走型の支援を実施する。（課題の整理、シェルター利用期間中の目標確認、紹介機関との支援連携、行政、専門機関等への同行等）

② 居室、設備及び備品の貸与

ア 居室については、世帯単位でアパートの個室を提供する。

イ 掃除・ゴミ出し等は日常生活習慣訓練のため利用者自身が行うこと。

ウ 所持品や収入が無い方については、必要に応じバスタオル、洗面用具、靴下、下着、部屋着等を提供する。退去時には返却すること。

③ 食事について

食事について、本人の希望やアレルギー等を考慮した上で、食材を提供する。調理に関しては各自で行うこと。

④ その他

ア 就労や身分証明書発行など各種手続き等に金銭の支払いが発生する場合は職員に事情を説明し相談した上、支払いを検討することができる。尚、職員が同行の上、金銭の支払いをすることとし、収入が入り次第返金すること。

イ タバコ・酒等の嗜好品、飲食代等の購入を目的とした金銭の支払いや建て替え購入は行わない。

ウ 金銭等の貸し付けには応じない

6 利用上のルールについて

利用にあたっては、以下のルールを順守すること。ルールを破った場合は、支援を終結する。

① 各部屋での喫煙・飲酒・お香等の火器の利用は厳禁とする。

② 金銭、携帯電話他、物品の貸し借りをしないこと。

③ 金銭及び貴重品等の盗難・紛失・破損・盗難について当団体は一切責任を負わないこととする。紛失等不安がある方はスタッフに預けること。（触法行為の可能性がある場合は警察の介入もあり得る。）

④ 他の利用者・入居者の部屋への出入りをしない事。また、許可なく部屋に出入りさせない事。

⑤ 部屋の備品については今後利用する人の事を考え、きれいに利用する事。また、持ち出しは厳禁とする。

⑥ 自立に向けて、金銭管理及び金銭の貯蓄状況を、定期的に確認するため応じること。

⑦ 所持金については大事に利用し、飲食・娯楽・宿泊その他の散財はしない事。

⑧ 定期面談を受けること。

⑨ 個別に約束事を設定した場合、厳守すること。

⑩ 服薬がある場合は必ず服薬を行うこと。

⑪ 医療機関受診の指導について従うこと。

- ⑫ 無断外泊
- ⑬ ゴミは指定された日に、指定された場所で必ず捨てること
- ⑭ 居室清掃は、1日1回は必ず行うこと（清掃状況についてスタッフが、週1回確認します）
- ⑮ 故意、過失による居室、共用部、備品等の破損、汚損させること（別途修繕費を請求する場合があります）

7 禁止事項

利用にあたっては、以下の迷惑行為等を禁止する。

- ① 暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれらに類する行為
- ② 他の利用者に危険や恐怖感、不安感、嫌悪感を与える行為
- ③ 賭博、薬物乱用など、法令や公序良俗に反する行為
- ④ 危険、不潔、法令禁止物の持ち込み
- ⑤ 近隣住民、他の利用者への迷惑行為や騒音、共用部利用方法についてのクレーム
- ⑥ 法律に違反する行為があった時
- ⑦ 居室内での喫煙
- ⑧ 暴力団・暴走族・右翼関係者とわかった時
- ⑨ スタッフの注意、指示に従わなかった時

8 個人情報の取り扱いについて

① 取組方針

個人情報の適切な保護と利用を重要な社会的責任と認識し、支援業務を行うにあたっては、関係法令等を遵守し、相談者の個人情報の適切な保護と利用に努める。

② 個人情報の取得方法

個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得する。

③ 利用目的

個人情報を、センターの業務遂行ならびに利用目的の達成に必要な範囲において取り扱うこととし、その範囲を超えて他の目的に利用することはしない。

ア 業務内容

- i シェルターでの支援業務
- ii アセスメント、支援方針の作成

イ 利用目的

- i シェルターでの支援業務を円滑に行うため
- ii 紹介機関との連絡、調整等自立支援に資するため

④ 個人情報の内容

センターでは、以下の情報を個人情報として取り扱う。

- ア 氏名、性別、年齢、住所、電話番号、家族関係等個人の属性に関わる基本的情報
- イ 健康状態、疾病、障害、介護等健康に関する情報
- ウ 就労・通学・通所状況に関する情報
- エ 収入、資産、債務等経済的状況
- オ 福祉制度利用状況
- カ その他、生活歴や過去の経験、抱えている課題等、支援業務で知り得た情報

⑤ 第3者への提供の制限

相談者（又は代理人）の同意を得ている場合や法令等に基づく場合等を除き、原則として相談者の個人情報を第三者に対して提供しない。ただし、利用目的の達成に必要な範囲内において、関係機関・者等との間で共同利用する場合には、原則として相談者（又は代理人）の同意を得た上で、相談者の個人情報を紹介機関・者、協力して支援を行う関係機関に対して提供することがあります。また、例外として、同意を得ずに関係機関・者等に対して情報提供する場合があります。

ア 同意の上で第三者に提供する場合

- i 紹介機関・者や協力して支援を行う関係機関・者との間で、アセスメントシート
の作成や支援方針策定に関する調整を行うため
- ii 紹介機関・者、協力して支援を行う関係機関・者が実施する支援を受けるため
- iii シェルター利用が終了した後に関係機関との連携が必要な場合
- iv 各種福祉制度申込時に、センターから自治体へ事前に本人が特定される形で相談する場合
- v 病気・怪我等の際に医療機関につなぐ場合

イ 同意を得ずに第三者に提供する場合

- i 法令に基づく場合
- ii 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- iii 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- iv 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

⑥ 保存期間

相談者の情報の保存は、利用申込日より開始する。保存期間は、支援終了日より5年間とする。その後は、適切な方法（溶解処理等）により廃棄する。

⑦ 安全措置

相談者の個人情報を正確かつ最新の状態で保管・管理するよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、合理的な安全管理措置を実施する。

9 特記事項

① 1F 共有スペースの利用は、9時～21時まで。（キーボックス番号〇〇〇）

② 平日、8時45分から9時30分の間に、職員が朝の声掛けをするため、応じて下さい。
応答がない場合は、安否確認のため許可をとらず入室します。

③Wi-Fiが使用できます。

SSID（Wi-Fi名）：

パスワード：

利用申込書

NPO 法人コミュニティワーク研究実践センター様

利用規約の内容に同意し、遵守することを約束し、シェルターを利用します。

令和 年 月 日

氏名	
住所	
電話	
生年月日	年 月 日 (歳)
現在の状況 ※受付者がチェック	☐ 生活保護申請中 (申請日: 月 日) ☐ 生活保護申請予定(申請日予定: 月 日) ☐ 就労中(☐ 日払い ☐ 週払い ☐ 月払い(毎月 日) ☐ 年金 ☐ 失業保険 ☐ その他()
1日の利用料金	
利用料金の支払い方 ※利用料が発生する場合のみ記載	☐ 生活保護決定時一括 ☐ 毎月 日に支払う ☐ 毎週 曜日に支払う ☐ その他()
紹介機関 ※紹介機関がある場合のみ記載	機関名 担当者 担当者連絡先
その他	
利用開始日	令和 年 月 日

HP : <https://cmtwork.net/>